

商品説明書（お客さま用）

(2022年4月1日改定)

1. 商品名	・金保護預り
2. ご利用可能な方	・個人および法人のお客さま(新規の保護預りの受付は行いません。)
3. 保護預り	・当行は、当行から購入した金をただちに預入れる場合のみ、保護預りを受け付けます。 ※現在、当行は、金の購入申込を受け付けておりません。
4. 金の引出し	当行が保護預りしている金の引出方法は、当行に売却して代金を受取る方法か、金地金の引渡しの方法によるものとします。
5. 手数料 (1) 保護預り手数料	・手数料の引き落とし 手数料は、年2回後払い（4～9月分は10月、10月～3月分は4月）でご指定の預金口座より自動的に引き落とします。 ・手数料の計算方法 計算期間となる4～9月、および10月～3月の各6ヵ月あたり 〔基本手数料500円+12円×〔毎日の重量残高の6ヵ月間の合計(g)〕 ÷365日〕×1.10 ただし、6ヵ月あたりの上限額3,850円(消費税込) ・留意点 計算期間の6ヵ月間において保護預りが一度もない場合には、手数料はかかりません。 保護預り口座を解約するときには、手数料をその時点で精算していただきます。その場合の手数料の計算方法および上限額も上記の通りとなります。
(2) 金引出手数料	無料 ※売却価格は、売却申込日の店頭買取価格（消費税込）となります。 ※売却単位は、100g以上、100g単位となります。 ※当行が保護預りしている金の売却となります。当行が保護預りしている金以外の金の売却は受け付けしておりません。
(3) 金地金取扱手数料 (バー・チャージ)	無料
6. 付加できる特約事項	・付加できる特約事項はございません。
7. 預金保険の適用	・金は預金商品ではありません。 ・預金保険の対象外です。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

8. 元本欠損リスクと要因	<ul style="list-style-type: none"> ・金には、価格変動リスクがあります。 購入した金を売却する場合、市場の動向等によっては、売却額が購入額を下回る等、損失が生じるリスクがあります。 ・店頭販売価格と店頭買取価格には差があるため、金相場に変動がない場合でも売却時の価格が購入時の価格を下回り、損失が生じるリスクがあります。 なお、店頭販売価格および店頭買取価格については、窓口までお問い合わせください。
9. 取引上の制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・金保護預り口座での金の売買は国内本支店でお取り扱いします（一部の店舗、出張所、代理店等除く）。 ・金地金での引き出しは東京営業部、名古屋支店、大阪本店営業部、神戸営業部のみで受け付けいたします。
10. その他想定されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の混乱および売買に支障をきたすような事象が発生した場合等には、金の売買に応じられないこともあります。
11. その他の説明事項 (1) 売買益への課税 (2) 取扱時間帯について (3) 当行の苦情処理措置および紛争解決措置 (4) 支払調書制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・総合課税 金資産の取得・保有の状況、売買回数等、お客さまの状況によって所得の種類は分かれますが、譲渡所得、事業所得または雑所得となります。 いずれも確定申告が必要です。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が売却益を含めて年間20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。 税金に関するくわしいことは専門家にご相談ください。 ・窓口のお取扱時間は、原則として平日11時から15時までです。 ・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 「ご連絡先」 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772 ・2012年1月から支払調書制度が適用されております。 200万円を超える金の売却時、当行は居住者等の当該取引に関して支払調書を作成し、税務署に提出します。 金をお取引いただく際は、お取引に必要な書類等（お通帳やご印鑑等）とあわせて、必ずご本人さま確認書類（運転免許証やパスポート等）および個人番号（または法人番号）確認書類（個人番号カードや通知カード等）をお持ちいただきご来店ください。 くわしくは当行店頭窓口にお問い合わせください。

(2022年4月1日改定)